

規制の事前評価書

政策の名称	就労自立給付金の支給に伴う報告徴収の創設	担当部局名	社会・援護局保護課	作成責任者名	保護課長 古川 夏樹	評価実施時期	平成25年5月
法令案等の名称・関連条項	生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の5、第85条及び第86条第1項						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>生活保護受給者は、近年増加の一途をたどっており、保護費は3兆7千億を超えています。このような中、本当に保護が必要な者には、適切に保護を実施しつつ、その自立を支援していくことが必要ですが、一方で、生活保護から脱却する(自立する)と、税、社会保険料等の負担が生じるため、就労による収入を得て保護を脱却するインセンティブが働きにくい状況にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、生活保護受給者が安定した職業に就き、収入を得ることによる自立を助長する観点から、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して、就労自立給付金を支給する制度を創設することとし、当該制度の創設にあたって、以下の規制を新設することとします。</p> <p>(1)当該給付金の支給機関(都道府県等)は、当該給付金の支給に関し必要があるときに、生活保護受給者やその雇用主等に対し、必要な事項の報告を求められることができる規定を新設するとともに、正当な理由なく支給機関からの報告の求めに応じない場合等には、罰則を科すこととする。</p> <p>(2)就労自立給付金を不正受給した者に対して、罰則を科すこととする。</p> <p>また、当該制度の創設にあたっては、当該支給の適正化及び不正の防止を図る観点から、支給対象者が安定した職業に就いているか等、給付金の支給に関し必要な事項について報告を求められることができるようにすること等により、適正な給付金の支給を確保する必要があります。</p> <p>※ 社会保障制度改革推進法(平成24年8月22日法律第64号)附則第2条において、生活保護制度に関し、不正受給対策の強化や就労の促進などの見直しを早急に行うこととされている。</p>						
想定される代替案	就労自立給付金の支給を受ける被保護者は、安定した職業に就いているか否か等、当該就労自立給付金の支給の決定及び実施のために必要な事項につき、支給機関(都道府県等)に届け出なければならないこととし、正当な理由なく届出を行わない者に対しては、当該就労自立給付金の支給を行わないことができることとします。						
規制の費用	費用の要素						代替案の場合
1 遵守費用	就労自立給付金の支給対象となる生活保護受給者やその雇用主、又はこれらであった者は、当該就労自立給付金の支給に関し必要な事項について、支給する機関から報告を求められた場合は報告に応じる負担が生じ、また、正当な理由なくこれらの報告に応じなかった場合や、就労自立給付金を不正受給した場合は、罰則が科されることとなります。						就労自立給付金の支給を受ける被保護者は全て、当該就労自立給付金の支給の決定及び実施に必要な事項について支給機関に届出を行う費用が生じます。
2 行政費用	国及び都道府県等は、当該制度の周知に係る費用が発生します。また、就労自立給付金の支給機関は、給付金の支給に関し必要な事項について、支給の対象となる生活保護受給者等に対して必要な報告を求める事務や、報告に応じない生活保護受給者等への指導業務等を行う業務負担が生じます。						国及び都道府県等は、当該制度の周知に係る費用が発生します。就労自立給付金の支給機関に対して、被保護者よりの届け出られた内容について確認する費用が生じます。また、当該内容について疑義がある場合においても、必要な調査を行うことができず、就労自立給付金の支給に係る事務の遅延、停滞が生じることに、行政費用が増大されるおそれがあります。
3 その他の社会的費用	特になし。						就労自立給付金の不正受給に対して罰則を科さず、不正利得の徴収の規定のみで担保することとなり、不正受給を防止する効果が十分でないため、不要な支出が生じ、社会的費用を増大させるおそれがあります。
規制の便益	便益の要素						代替案の場合
	安定した職業に就き、収入を得る者が増加することにより生活保護受給者の自立の助長に寄与します。また、給付金の支給に関し必要な報告を求められること等により、給付金の支給の適正な実施、不正受給の防止につながり、適正な給付金の支給を確保することができます。						改正案と同様に安定した職業に就き、収入を得る者が増加することにより生活保護受給者の自立の助長に寄与します。しかし、就労自立給付金の不正受給に対して罰則を科さず、不正利得の徴収の規定のみで担保することとなり、不正受給を防止する効果が十分でないため、適正な給付金の支給を確保することができないと考えられます。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、行政機関である就労自立給付金の支給機関が必要と判断した時にのみ被保護者に対して必要な報告を求められることとするため、被保護者及び行政機関の費用負担が限定的となるのに対し、代替案では、就労自立給付金の支給を受ける被保護者全てが必要な事項の届出が必要となり、その分の費用が発生することとなる上、例えば被保護者の雇用主等に対して確実に必要な報告を求められることが担保されないため、必要な調査を行うことができず、就労自立給付金の支給に係る事務の遅延、停滞が生じることにより、行政費用が増大されるおそれがあります。また、代替案では、不正利得の徴収の規定のみで担保することとなり、不正受給を防止する効果が十分でなく、不要な支出が生じ、社会的費用がかえって増大するおそれがあります。これらのことから、改正案の方が適切であると考えられます。						
有識者の見解その他関連事項	平成25年1月25日社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書(抄) ○ 保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度(就労収入積立制度)の創設を検討することが必要である。 ○ 生活保護の不正受給については、把握されているケースを金額ベースで見ると全体の保護費の0.4%という水準ではあるが、一部であっても不正受給があり、そのことへの対応を放置することは、生活保護制度全体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがかねないため、厳正に対処することが必要である。このため、真に支援が必要な者には確実に保護が行われるということに十分に留意しつつ、不正受給対策の強化を検討していくことが必要である。						
レビューを行う時期又は条件	今回の改正法案においては、施行後5年を目途として、施行の状況を勘案して必要があると認める時は、改正後の生活保護法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。						